特定建設作業実施の届出について

彦根市市民環境部生活環境課

特定建設作業を伴う建設工事には届出が必要です

特定建設作業を伴う建設工事を実施する場合、工事を施工する元請け業者(等)の方は、 法に基づき、事前に彦根市長あてに届出が必要です。

特定建設作業実施届出要領

届出が必要な作業	騒音、振動にかかる特定建設作業 次頁参照。
届出義務者	特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする元請業者
いつまでに届出が	作業開始日の <u>7日前</u> までに届出
必要か	
様式	特定建設作業実施届出書
必要部数	2部
届出書類	届出に必要な書類一式は下記のとおりです。
	① 特定建設作業実施届出書
	② 作業の工程表
	③ 特定建設作業を実施する付近の見取り図
	※やむをえず、夜間または日曜・その他の休日に道路工事等の作業
	を実施する場合は、道路使用・占用等の許可書の写しを提出
届出が不要な場合	特定建設作業であっても、一つの建設工事を通して1日で終了する
	ものは不要

● 騒音に係る特定建設作業

・騒音規制法に基づくもの: $1 \sim 8$ 号

	号	作業の種類
	1	くい打機 (もんけんを除く)、 くい抜機 又は くい打くい抜機 (圧入式くい打くい抜機を除
		く)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く)
騒	2	びょう打機 (リベッティングハンマによるリベット打ちに限る)を使用する作業
	3	さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当
		該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る)
音	4	空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15kW以
		上のものに限る)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く)
規	5	コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45m3以上のものに限る)又はアスファル
外汇		トプラント (混練機の混練容量が200kg 以上のものに限る) を設けて行う作業 (モルタル
		を製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く)
同制	6	バックホウ (一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定す
施 行		るもの(*)を除き、原動機の定格出力が80kW 以上のものに限る) を使用する作業
令	7	トラクターショベル (一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣
表法		が指定するもの(*)を除き、原動機の定格出力が70kW 以上のものに限る)を使用する作業
(同施行令別表第二)制 法	8	ブルドーザー(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定
$\overline{}$		するもの(*)を除き、原動機の定格出力が40kW 以上のものに限る) を使用する作業

(*): 低騒音・低振動型建設機械の指定に関する規程(平成9 年建設省告示第1536 号)第2 条第4 項に基づき、低騒音型 建設機械として指定を受けたもの。国土交通省ホームページに一覧が示されています。

●振動に係る特定建設作業

・振動規制法に基づくもの: $1 \sim 4$ 号

	号	作 業 の 種 類					
振	1	くい打機 (もんけん及び圧入式くい打機を除く)、 くい抜機 (油圧式くい打機を除く)					
1/12		又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く)を使用する作業					
(同動	2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業					
 施規 行規	3	3 舗装版破砕機 を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては1日に					
(同施行令別表第二)		る当該作業に係る2地点間の最大距離が50m を超えない作業に限る)					
別 制 表	4	ブレーカー (手持式のものを除く) を使用する作業 (作業地点が連続的に移動する作業					
第法		にあっては1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50m を超えない作業に					
		限る)					

●特定建設作業についての規制

種類 規制基準		作業禁	止時間		たりの 時間	作業可能	作業禁止日
		1号	2号	1号	2号	期間	
騒音	8 5	午後7時	午後10時	10時間	1 4 時間	連続6日	日曜日その
	デシベル	\sim	\sim	を超えな	を超えな	を超えな	他の休日
振動	7 5	翌日	翌日	いこと	いこと	いこと	
	デシベル	午前7時	午前7時				
		①②③④のいずれかに該当		①②のいす	゛れかに該当	iする場合	12345
	例外	する場合					のいずれか
	規定						に該当する
							場合

^{※ 1}号、2号、例外規定については下の表を参照してください。

◆特定建設作業に係る区域

1 号区域	2号区域
1. 都市計画法による工業地域・工業専	都市計画法による工業地域・工業専用地域の
用地域以外の区域	区域で1号区域を除く区域
2. 工業地域のうち、学校、保育所、診療所、	
図書館、特別養護老人ホームの周囲おお	
むね80mの区域	

◆特定建設作業の規制に係る例外規定

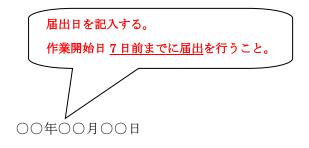
(作業禁止時間、1日あたりの作業時間、作業可能期間、作業禁止日が適用除外となる場合)

1)	災害その他非常事態の発生により緊急を要する場合
2	人の生命・身体の危険防止のため必要な場合
3	鉄道・軌道の正常な運行確保のため必要な場合
4	道路法による占有許可(協議)または道路交通法による使用許可(協議)に条件
	が付された場合
(5)	変電所の工事であって必要な場合

届出書記載例

様式第9

特定建設作業実施届出書



彦根市長

工事を施工する元請け 業者の住所、氏名。 彦根市△△町△番△号 ○○ 株式会社 代表者 彦根 太郎

電話番号 0749-00-000

特定建設作業を実施するので、騒音規制法第14条第1項(第2項)振動規制法第14条第1項(第2項)

の規定により、次のとおり届け出ます。 該当するすべて 建 設 工 事 ○○解体工事 の作業を記入。 鉄筋コンクリート造 5階建 建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類 設作業の種 (1)くい打機を使用する作業、(2)バックホーを使用する作業 定建 (1)くい打機: A社製DB-20H 原動出力○○kW 特定建設作業に使用される騒音規制法施行令 必ず機械の名称 別表第2に規定する機械の名称、型式及び仕様 (2) バックホー: B 社製 C L - 3 O O D 原動出力○○kW 型式、原動出力 特 定 建 設作業の場 彦根市□□□○丁目○番○号 所 まで記入。 自 令和 年 〇月 〇〇日 特定建設作業の実施の期間 〇〇日間 至 令和 年 ●月 ●●目 作業開始 作業終了 作業日 実働時間 8時間 8 時 至 1 7 時 平日 特定建設作業の開始及び終了の時刻 日曜日その 夜間、日祝日の作業は 他休日を除く 原則禁止。 防 方 低騒音型の重機を使用する 発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人に 電話番号 あつてはその代表者の氏名 届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所 電話番号 下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当 該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法 電話番号 人にあつてはその代表者の氏名 下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当 電話番号 該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所 * 受 理 年 月 **※** 果 審 查 結

※印の欄には記載しないでください。

建設作業実施の際は周辺の生活環境の保全に十分配慮しましょう

- ●使用重機及び工法の選定等に配慮することにより、騒音、振動または粉じん の発生防止に努めましょう。
- ●事前に周辺住民の方に、作業内容等の説明を行いましょう。
- ●公道への出入り口が汚れないように整備してください。

特定建設作業に関する届出や規制等についての問い合わせ 彦根市役所

市民環境部生活環境課

〒522-8501 彦根市元町 4-2

TEL 0749-22-1411 (代表) 0749-30-6116 (ダイヤルイン)

FAX 0749-27-0395